

# 黒潮町人権教育推進計画

2015年（平成27）年3月

黒潮町教育委員会



～気づき 考え 行動する～

## 目 次

はじめに	1
黒潮町人権教育推進計画	
1. 計画策定の背景	2
(1) 人権教育の現状と課題	2
(2) 計画策定の目的	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画の構成	3
(5) 計画の期間	3
2. 基本理念	4
3. 基本的推進方向	5
(1) 人権教育の目標と基本的な視点	5
① 人権教育の目標	5
② 基本的な視点	5
(2) 人権教育の基本方針	5
① 教育を受ける権利の保障	5
② 人権が尊重される教育	6
③ 人権及び人権問題を理解する教育	6
④ 人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育	6
人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【概要】	7
4. 基本計画（施策の展開）	8
【就学前教育・学校教育分野】	8
(1) 人権教育の推進プログラムの充実	8
(2) いじめ・不登校に対する対応	10
(3) 特性のある児童生徒への支援の推進	11
(4) 支援を必要とする家庭への対策	13
(5) 災害と人権教育	13
(6) 研修の充実	14
(7) 職員間の連携	17
(8) 家庭・地域との連携	18
【社会教育分野】	20
(1) 人権教育推進講座・人権講演会等人権学習の充実・推進	20
(2) 地域と連携した人権学習の充実	21
(3) 社会教育団体の支援・連携（PTA・社会教育関係団体等の支援）	23
(4) 家庭教育の推進（親子学習、家庭・地域との連携）	24
(5) 国際理解教育の推進	25
5. 計画の進捗と管理	26
(1) 事業の点検と評価	26
(2) 計画の見直し	26
資料	
○用語等の説明	27
○黒潮町人権尊重のまちづくり条例	28

## はじめに

21世紀は「人権」の世紀と言われています。人権は、私たち一人一人が人として尊重され、自由で幸せに生活していくために欠かすことのできない大切な権利で、日本国憲法にも、基本的人権として保障されています。

1948年に「世界人権宣言」が採択され、その理念のもとに世界各地、人権尊重を柱とした国際社会の実現をめざして、これまで様々な取り組みが進められてきました。

わが国においても、「人権教育のための国連10年」を受けての国内行動計画や、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、人権尊重の社会をめざして法律や計画を整備しながら取り組んできました。

本町においては、町民一人一人の人権が尊重される「人権文化のまちづくり」をめざし、様々な施策を推進してまいりました。しかしながら、いまだに誤った知識や偏見による差別をはじめ、さまざまな人権問題が存在しており、今後とも人権尊重の理念のもと、これらの解消に向け、より一層の取り組みが求められています。

この「黒潮町人権教育推進計画」は、国の人権施策に関する法律や計画に基づき、地方公共団体としての責務を果たしていくために策定したもので、黒潮町の人権教育施策の基本的な考え方や、具体的な施策を示しています。

今後とも、すべての人々が生き生きと幸せに暮らせる社会の実現をめざし、この計画に基づき関係機関はもとより、町民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えています。

2015（平成27）年 3月

黒潮町教育長 坂本 勝

# 黒潮町人権教育推進計画

## 1. 計画策定の背景

### (1) 人権教育の現状と課題

国連では、2005年から「人権教育のための世界プログラム」によって、初等・中等教育に焦点をあわせた取り組みがすすめられてきた。

現在では、2010年から2014年にかけて「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍関係者のための人権研修プログラム」に重点をおく取り組みが進められている。すなわち、人権の尊重は、平和の礎であるということが全世界の共通認識となっている。

わが国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定、教育でも、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、文部科学省の人権教育の指導方法の在り方「第三次とりまとめ」により教育現場では人権教育の具体的実践が行われている。

しかしながら、国の「基本計画」の中でも指摘されているように、同和問題をはじめ様々な人権問題が依然として存在しており、インターネットで被差別部落を特定するような書き込み、結婚差別・就職差別がいまだにある。

黒潮町が2013年に実施した人権問題に関する住民意識調査の結果にもあるように、住民が同和地区や同和地区の人を意識するときは、「結婚をするとき」「仕事で関わりをもつとき」などの回答が多く、まだ「部落差別の現実がある」と回答をしている。

私たちは同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・HIV感染者等・外国人の7つの人権課題に加え、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権についても課題解決に向け取り組みをしていく。

人権教育や人権問題の学習は、学校教育での重要性はいうまでもなく、幼児期から取り組みをしていくことが大切であり、生涯を通しての教育活動と考える。

私たちは、誰もが幸せに暮らせる社会を築くため、これからの社会を生きていく子どもたちのためにも、これまでの同和教育の成果と手法をふまえ、保育所・学校・行政・家庭・地域がつながり、人権があたりまえに尊重される社会実現のため、人権教育の創造に取り組まなければならない。

### (2) 計画策定の目的

黒潮町人権教育推進計画（以下、「本計画」という。）は、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての知的理解や、人権がもつ価値や重要性を感受し、共感的に受け止める感性や感覚を育成するために策定するものである。

それは、「幸せに暮らせる社会」を築くために、一人一人が日常や、社会にある矛盾や不合理に気づき、考え、黒潮町の人権課題解決に対して行動化ができる人づくりにつながるものであり、【人権文化豊かなまちづくり】を実現していくものとする。

### **(3) 計画の位置づけ**

本計画は、黒潮町教育行政方針を具体化した、黒潮町教育振興基本計画（2014年3月策定）の人権教育に関する課題別の方針・目標及び、具体的な施策を明確にするための計画とする。

### **(4) 計画の構成**

本計画は、黒潮町の人権教育の現状と課題について明確にし、それを踏まえた上で、黒潮町の人権教育の目標と基本的な視点、具体的な基本方針、さらにそれに基づく施策の展開を示す。

最後に、本計画の進捗管理について記載する。

### **(5) 計画の期間**

本計画は、2015年度から2019年度までの5年間とする。

## 2. 基本理念

### 人権教育理念 「気づき」 「考え」 「行動する」

私たちは、個人の努力ではどうしてもできないことで、社会的不合理を受ける人権問題を解決していくために、黒潮町民が一体となって、すべての人が自分らしく幸せな生活を送ることができる町づくりをしていく。

そのためには、保育所・学校・家庭・地域・職場などあらゆる場において人権を大切にする教育活動の取り組みをする中、一人一人が気づき、考え、問題解決に向けて行動することを、本計画の理念とする。

### 3. 基本的推進方向

黒潮町では、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育活動を充実し、人権が尊重される社会づくりに向け行動できる人づくりを推進する。

また、これからの社会を担う子どもたちが、個人や社会の多様性を尊重し、人とのつながりを大切にしながら、夢をもって「生きる力」を育む教育活動を推進する。

#### (1) 人権教育の目標と基本的な視点

##### ①【人権教育の目標】

人は、自分自身がかけがえのない存在として認められ、自分らしく幸せに生きていきたいと思っている。

すべての人が「生まれてきて良かった」と思える社会にするためには、私たちの周りにある差別や不合理に対し、一人一人が自分自身の課題として捉え、その解決に向けて「どう行動するか」を考え取り組むことが重要である。

黒潮町では、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題を解決するために、町民一人一人が正しい認識を持ち、町民共通の課題として取り組む姿勢を確立する。

そのためには、差別の現実に深く学び、基本的人権を尊重し、積極的にその解決に向け行動できる人づくりを推進していく。

就学前教育、学校教育、社会教育が一体となり、人権教育の充実を図る取り組みを推進していくとともに、黒潮町の人権課題解決に向け、実態に添った教育活動、研修会や啓発活動を実施し、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組んでいく。

##### ②【基本的な視点】

- ・基本的人権の尊重
- ・町民共通して取り組む姿勢の確立
- ・解決に向け行動ができる人づくり
- ・関係機関、団体との連携
- ・人権尊重の啓発強化
- ・自己肯定感の醸成

#### (2) 人権教育の基本方針

##### ①【教育を受ける権利の保障】

教育を受けることそのものが人権の一つである。

すべての人々に教育を保障していくことは、学習機会を提供・充実していくことが必要と考える。

現在、「いじめ」や「不登校」などで学校に行けない子どもたちがいる。しかし、そのことで学習機会が奪われることがないよう、教育保障をしていかなければいけない。

発達障がい等を含め、特別な教育支援を必要とする子どもたちに対しても、幼児期から、それぞれの特性に応じた取り組みが必要になってくる。

そのためには、教職員の学習や実践を生かすとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと協働して、保護者や地域、関係機関と連携をしながら取り組んでいくことが必要である。

また、必要に応じた人的配置や、教育機材の導入など教育環境を整える施策も重要になってくる。

学校における取り組み、教育委員会における取り組みそれぞれが機能をはたしてこそ、教育の保障がなされると考える。

## ②【人権が尊重される教育】

学校教育や社会教育などあらゆる教育の場で、人権が守られていなければならない。

人権についての知的理解や技能を学ぶだけでなく、人権が守られている環境でこそ包摂感や解放感を実感し、人権の大切さを感じることができる。

人権学習の授業だけでなく、教科学習や特別活動などあらゆる場面において、子どもたちの人権が十分に尊重されることは勿論、お互いの意見や考えを認め合い、人権意識や人権感覚を高め合う教育内容の充実に努める必要がある。

## ③【人権及び人権問題を理解する教育】

あらゆる人権問題に対して「正しく学ぶ」ことが大切である。

そして、人権問題を理解するうえでは、“人ごとにしない”学習を主軸とし、保育所・学校・家庭・地域が連携して進める必要がある。

町内の関連施設等と連携しての参加体験型学習・地域教材・職場体験学習・ゲストティーチャー・フィールドワークなどを通して、人権問題が自分自身や、日常の生活においても深くかかわっていることを実感することが大切である。

また、町内全学校において、人権問題に関する教育活動に温度差がないよう、教職員の意識の統一と学校間の連携も必要である。

## ④【人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育】

文部科学省の「第三次とりまとめ」は、「自他の人権の充実と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」という人権教育の考え方を深め、実践に繋がるよう、指導等の在り方を示し、実践事例や資料をまとめ、個別的な人権課題に対する取り組みで構成されている。



# 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

## ☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法の在り方について」

※【第一次とりまとめ（平成16年6月）】：「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

※【第二次とりまとめ（平成18年1月）】：指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

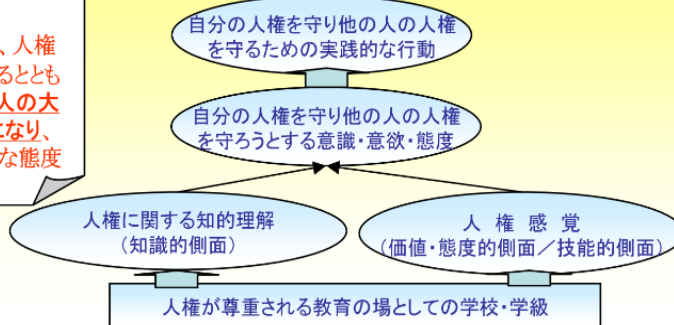
## 指導等の在り方編

### 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

#### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】



### 第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

#### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

#### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

#### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

## 実践編

### 「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

#### I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
  - 学校としての取組の点検・評価の取組例
  - 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例
- など

#### II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

#### III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
  - 効果的な研修プログラムの例
- など

## 4. 基本計画（施策の展開）

### 【就学前教育・学校教育分野】

#### （1）人権教育の推進プログラムの充実

佐賀地区では小中連携しながら、人権教育の推進をしてきた。大方地区も2010年度より全ての学校で地域教材を人権教育年間計画に位置づけ取り組みを進めてきた。しかし、計画通りに実践できたかの確認やそれによる改善等の検証の場がない状況である。人権教育主任会で最低年3回の研修会を持ち、実践の確認や計画の見直し、改善を行い、毎年、計画を作成していく。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
中学校区の人権教育全体計画	各中学校区における人権教育目標の到達度を明確にするために、「めざす子ども像」と「具体的に身につける力」を設定し、その達成に向けて各小中学校で連携しながら取り組んでいく。 人権教育全体計画を毎年見直し、改善したものを作成する。 10の人権課題※1を位置づける。	各中学校区の人権教育目標を踏まえながら、9年間を通した人権教育の推進を図る。 児童生徒が「めざす子ども像」に到達するとともに、「具体的に身につける力」も向上する。	学校教育係
地域教材	地域教材（児童館・町民館見学、素もぐり漁など）を人権教育年間計画に位置づける。 人権学習（同和問題）資料や地域教材の実践検証を行う。	中学校区の各小学校で、学習の平準化を図り、人権教育（同和教育）の温度差をなくする。 子どもたちが人権問題（同和問題）を正しく学び、自分の問題として捉える。	学校教育係
人権作品	全ての小中学校で取り組み、人権に関する作文・詩・絵画・ポスター・書道・標語等の作品をつくる。	児童生徒が人権尊重の精神や人権意識を高め、人権問題の解決を願うとともに、互いのよさや違いを認め合える。	学校教育係
障がい児・者理解教育	障がいについて正しく理解するとともに一人一人のよさと違いを認める。 アイマスク体験、車椅子体験、手話学習などの体験学習を行	児童生徒が障がいについて正しく理解し、互いのよさや違いを認め合いながら共に生きていこうとする。	学校教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
障がい児・者理解教育	う。 社会福祉協議会と連携を取り、学習内容を深める。		学校教育係
黒潮町教育研究会 高学年部会	大方地区・佐賀地区の高学年が合同でそれぞれの地区におけるフィールドワークを行う。 フィールドワークについては、事前、事後の指導の時間を十分とり、部落差別に対する認識を深める。	部落差別に対する認識を深め、解放への意欲を高めるとともに、同和問題を自分の問題として捉え、児童の学習指導にあたりながらその解決に努める。	学校教育係
人権関連資料の整備 【物】 地域教材・工芸品・写真記録保存資料	・被差別部落の生活の様子を撮影した今昔写真パネル ・竹細工作品 ・素もぐりの語り部テープ・ビデオ	部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりで展示をしたり、フィールドワーク時に、多くの人が被差別部落の“暮らし”や“仕事”を知ることにより同和問題への理解や学習を深める。	人権教育係
人権関連資料の整備 【人】 地域教材・人材バンク	語り部により、部落差別の状況や、産業・文化・同和対策事業などの話を聴き、現地をフィールドワークする。 ・部落差別の体験発表 ・素もぐりの話 ・竹皮ぞうりづくり ・ラッキョウの収穫体験 ・漁港建設運動の話 ・縫製工場誘致運動の話	学校での同和問題学習をより深めるため、地域の方からの話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え考える。 産業を体験し、仕事の話や、仕事を聴くことにより、部落差別の厳しさや不合理さを学ぶ。 人々の生きるたくましさや、お互いを助け合う気持ちを学ぶ。 解放運動の学びを通して、みんなが幸せに暮らせる社会を築くため、どのように	人権教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
人権関連資料の整備 【人】 地域教材・人材バンク		行動するのかを考える。	人権教育係

## (2) いじめ・不登校に対する対応

各学校で児童・生徒の実態について定期的に話す場はあっても、個々の児童・生徒を取り上げて話す校内支援会議が定期的に開催されていない学校もある。また、Q-U調査※<sup>2</sup>やいじめアンケート等の結果分析の有効活用にまで至っていない状況もある。各学校で校内支援会議の定期的な開催やQ-U調査、いじめアンケートの結果分析を生かした取り組みを全教職員が実践し、しない・させない・ゆるさない風土をつくる。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
校内支援会議	児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応したよりよい支援を工夫し、全職員が共通理解を図りながら同じ方向性を持って支援・指導にあたる。 関係機関と連携しながら定期的に開催し、支援を必要とする児童の実態や個に応じた支援方法・支援体制等を検討・確認する。	児童生徒一人一人の学力を保障するとともに学校生活の充実が図られる。	学校教育係
校内いじめ防止等対策委員会	学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正をする。 いじめの防止等の対策の取り組みに関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正をする。 毎年、年間計画を見直し、保護者、地域、関係機関と連携をとりながら改善を図る。 「高知家のいじめゼロ子ども	情報を共有し、組織一体となっていじめの防止と早期解決に取り組み、いじめゼロ、不登校ゼロをめざす。	学校教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
校内いじめ防止等対策委員会	宣言 <sup>※3</sup> に基づいて、各学校が取り組む。		学校教育係
仲間づくりの推進	Q-U調査などを活用し、子どもの心の状態を把握する。各種行事や、職場体験学習を通して、お互いを認め合い、自己の必要性、他者を大切にす感情を育む。	Q-U調査結果において、学級生活満足群に位置する児童生徒の割合を増加させ、いじめや不登校の子どもをなくす。児童生徒の自尊感情・自己有用感 <sup>※4</sup> を向上させる。	学校教育係
不登校対策推進事業	不登校児童生徒および保護者への支援のため、拠点施設を配置し指導員を配置する。	引きこもり、不登校の長期化を解消する。	学校教育係
SSW <sup>※5</sup> 活用事業	支援の必要な児童生徒の様々な背景に着目し、問題解決に向けた保護者、学校、関係機関への働きかけを行う。	支援の必要な児童生徒の環境改善と保護者や教員等に対する支援や支援体制の充実が図られる。	学校教育係
SC <sup>※6</sup> 等活用事業	支援の必要な児童生徒、保護者や教員に対し専門的な知識や技術を用いて助言や援助を行う。	児童生徒の心の安定が図られる。教職員の教育相談への意識、技能が高まり、校内支援体制の充実が図られる。	学校教育係

### (3) 特性のある児童生徒への支援の推進

家庭環境の変化や価値観の多様化、科学や医療の進歩等により児童生徒への支援は、学力や生活環境、医療、食など、多様な方向性が求められ、かつ、高い専門性や組織的な取り組みも求められるようになり、学校だけでの対応は難しくなっている。

そのため、支援員等の配置や、校内支援会議などの組織づくりをして支援を行っているが、家庭の役割や地域ぐるみの取り組み等、自助、共助にあたる部分についても、より一層取り組みを進め、児童生徒の学力を保障するとともに学校生活の充実を図る。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業	校種間の連携に関する「引き継ぎシート <sup>※7</sup> 」及びユニバーサルデザイン <sup>※8</sup> の授業づくりに関する取り組みを行う。	小・中学校が連携しながら、児童生徒一人一人のニーズに対応した支援・指導を行い、学力を向上させる。	学校教育係



事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業	引き継ぎシートを全保小中で活用する。 町全教職員が参加する講演会を特別支援教育コーディネーター部会、教育研究所を中心に企画する。 すべての学校でユニバーサルデザインの授業を行う。 5年後には、全小中学校で全教員がICT※9を活用した授業を実践する。 校内研修の年間計画に特別支援教育研修会を位置づける。	特別な教育的支援が必要な子どもに対して、個別の指導計画を作成するなどきめ細かな指導を行い、学力を向上させる。	学校教育係
校内支援会議	児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応したよりよい支援を工夫し、全職員が共通理解を図りながら同じ方向性を持って支援・指導にあたる。 関係機関と連携しながら定期的に開催し、支援を必要とする児童の実態や個に応じた支援方法・支援体制等を検討・確認する。	児童生徒一人一人の学力を保障するとともに学校生活の充実が図られる。	学校教育係
就学支援事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の所属校に看護師を配置する。	全ての児童生徒の適切な就学を保障する。	学校教育係
プラス1支援員配置事業	特別支援学級の児童生徒及び発達障がいと診断された児童生徒等、学校生活に支援を必要とする児童生徒に対し、支援員を配置する。	全ての児童生徒に対し学習及び学校生活全般の適切な支援が行われる。	学校教育係
SSW活用事業	支援を必要とする児童生徒の様々な背景に着目し、問題解決に向けた保護者、学校、関係機関への働きかけを行う。	支援を必要とする児童生徒の環境改善と保護者や教員等に対する支援や支援体制の充実が図られる。	学校教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
学校給食事業	食物アレルギーを持つ児童生徒への対応を行う。 ・除去食 ・代替食 ・一部弁当持参	食物アレルギーを持つ児童生徒が、安心・安全に、また他の児童生徒と楽しく給食を食べることができる。	学校給食センター
特性ある子どもへの理解・支援	各専門機関と連携し指導を受けながら、それぞれの子どもに応じた保育環境を整え支援する。	適切な支援を行うことでより良い成長が促される。	保育所

#### (4) 支援を必要とする家庭への対策

安定した家庭環境は、子育ての基本であるが、様々な理由で支援を必要とする家庭もある。

そうした家庭環境に対して、課題がどこにあるのかを見出し、学校、SSWが協働してその課題改善に取り組むことでよりよい支援につながっている。今後もこれらの人的配置とより効果的な組織づくりや取り組みを継続していく必要がある。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
SSW活用事業	支援を必要とする児童生徒の様々な背景に着目し、問題解決に向けた保護者、学校、関係機関への働きかけを行う。	支援を必要とする児童生徒の環境改善と保護者や教員等に対する支援や支援体制の充実が図られる。	学校教育係
家庭支援推進保育事業	日常生活において家庭環境に配慮の必要な家庭を支援する。	何でも話し合える関係づくりを図るとともに、養育の改善をめざす。	保育所

#### (5) 災害と人権教育

自然の恵みを受けて生きる私たちは、時として自然から「災い」という“人権侵害”を受けるが、そのような場面であるからこそ、人権が守られる意識と行動力を持ち得ておくことが必要である。

黒潮町の防災教育は、自分の命も他の命も守ることができる人になることに終わらず、災害という危機に直面した場面であっても、人を人が人として尊ぶことができる「人間教育」をめざすものである。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
実践的防災教育推進事業	拠点校の指定を受け、それぞれの発達段階に応じた防災教育の指導方法や手法を研究し実	児童生徒等の「主体的に行動する態度」の育成が図られる。また、拠点校として	学校教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
実践的防災教育推進事業	践する。	取り組みの成果を発信し、地域の防災意識を高めていく。	学校教育係
防災アドバイザー派遣事業	防災の専門家をアドバイザーとして対象校に招聘し、防災学習や避難経路について助言を得る。	専門家の助言を得ることで、防災知識を深め、正しい行動ができるようになる。	学校教育係
黒潮町防災教育事業	各学校からの代表者による防災作業部会を組織し、黒潮町の防災教育の取り組みや方向性を協議する。 カリキュラムを作成し、実践・検証・改善を行う。	知識だけではなく、防災に対する主体性を育む防災教育を黒潮町の取り組みとして確立することで、災害に強い地域文化を創る。	学校教育係

## (6) 研修の充実

充実した研修を有効かつ継続的に行う必要があると考える。

その研修の場として、黒潮町人権教育研究大会等でのレポート報告や、県内外の人権教育研究大会、また、町主催の講演会や研修会へ積極的に参加をし、各種研修の中で、自己解放をすることで人権意識・人権感覚を身につけていく。

黒潮町がめざす人権教育・啓発の在り方を共有、学習し、あらゆる人権課題を“人ごとにしない”を目標に、各職場や日常の生活の中で実践していく。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
黒潮町人権教育研究大会	講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。	自己解放をすることで人権意識・人権感覚を高める。	学校教育係
黒潮町人権教育集約大会	各分科会において学校等の実践のまとめを発表し、それをもとに研究協議を行う。	自己解放をすることで人権意識・人権感覚を高める。	学校教育係
人権教育主任会	各学校における人権教育の指導内容及び課題を知り、今後の計画に生かす。 ・フィールドワーク ・実践交流 ・大方中・佐賀中合同人権教育講演会	同和問題の学習がすべての学校で実践されるよう、その主体となる。 人権教育リーダーとしての理論と実践を高める。 保護者、地域、関係機関との連携を密にする。	学校教育係



事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
人権教育主任会	町人教中学校人権学習公開授業を参観し、毎年計画実践の検証を行うとともに実践交流を密にする。		学校教育係
幡多地区人権教育研究大会	講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議する。	自己解放をすることで人権意識・人権感覚を高める。	学校教育係
転入教職員新規採用行政職員人権研修会	転入教職員・新規採用行政職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。 地域の保護者が、「自分自身を語り」教職員や行政職員に人権についての想いを話す。 参加者が意見交換を行い、同和問題と自分自身の関わりや人権意識について話をする。	黒潮町における部落差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発への一助とする。 地域の保護者の想いを聴き、教育活動・行政業務に生かす。 この研修を受け、黒潮町独自の人権教育・啓発を実践する。	人権教育係
各関係機関団体との連携(黒潮町人権教育研究協議会)	同和問題をはじめとし、女性、子ども、高齢者、障がい者(児)、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10の人権侵害の問題、また、子どもたちの進路・学力保障にかかわる課題等、あらゆる人権侵害の課題を解決するための教育内容の創造と実践について研究協議し、人権の尊重される社会づくりに寄与する。 就学前教育・学校教育・生涯教育における人権教育の調査研究をし、人権教育の充実を図るため、連携を密にし、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組む。 ・町人教研究大会 ・町人教集約大会	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、町民一人一人が人権意識・人権感覚を身につける。 住民参加型の効果的な教育・啓発活動を行う。 町人教会員の増加を図る。 レポート報告をすることにより、自分の人権意識を見直し、人権の取り組みを通して自己変革を図る。他の分野の実践・取り組みを学ぶ。 県内外から講師を招聘し、人権教育に関する講演を聴き、自らの人権意識の高揚を図り、現場の取り組みに生かす。	人権教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
各関係機関 団体との連 携(黒潮町人 権教育研究 協議会)	・人権講演会 ・県内外の教育研究大会へ参加		人権教育係
黒潮町人権 教育推進講 座、研修会、 講演会の実 施	あらゆる人権に対して「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。 地域の方、教職員など多方面の人材を講師としてマネジメントし有効かつ内容の充実した系統立てた講座を実施する。 社会情勢や、黒潮町の課題、住民のニーズにあった研修会・講演会を開催する。	差別のない明るい「黒潮町」のまちづくりのため、人権意識を高め、人と人とのつながりを大切にできる人材の育成や、地域に根ざし活動できる指導者を増やす。 人権教育推進講座は 40 名の参加をめざす。 研修会・講演会の参加者の増加を図る。	人権教育係
黒潮町泊まり 合い人権 教育研修会	町内各地に在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じて人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とする。 同和問題について正しく認識し、学習する。同和問題の学習を通して、他の人権問題についても考える。寝食を共にし、語り合いを通して交流を深める。	同和問題の学習をすることにより、参加者が地域でも啓発するよう、行動化につなげる。 他市町村の取り組みを学び、同和問題以外の人権問題も正しく学習し、改めて自分たちの人権課題についても考える。	人権教育係
園内研修(職 員会)	クラスの気になる子どもや支援の必要な子どもに対して話し合う。 在園する障がい児について理解を深め共有する。 一人一人にあった方法や手立てをさぐり、全職員で同じ関わりをしていく。	職員間の共通理解を図る。 職員で意思統一して関わることで、子どものより良い成長をめざす。	保育所

## (7) 職員間の連携

黒潮町教育研究会の人権教育主任会において、小中連携しながら各学校における人権教育の指導内容及び課題を知り今後の計画に生かしている。各校では人権教育主任が中心となり、職員間の連携を強化したり、人権教育の推進に努めたりしている。しかし、人権教育主任会や各学校においても実践検証が弱く、実践交流が密でない。そのために、各校の取り組みの実践交流を図り、各中学校区における全小学校の系統的な取り組みを行う。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
人権教育主任会	各学校における人権教育の指導内容及び課題を知り、今後の計画に生かす。 ・フィールドワーク ・実践交流 ・大方中・佐賀中合同人権教育講演会 町人教中学校人権学習公開授業を参観し、毎年計画実践の検証を行うとともに実践交流を密にする。	同和問題の学習がすべての学校で実践されるよう、その主体となる。 人権教育リーダーとしての理論と実践を高める。 保護者、地域、関係機関との連携を密にする。	学校教育係
校内支援会議	児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応したよりよい支援を工夫し、全職員が共通理解を図りながら同じ方向性を持って支援・指導にあたる。 関係機関と連携しながら定期的を開催し、支援を必要とする児童の実態や個に応じた支援方法・支援体制等を検討・確認する。	児童生徒一人一人の学力を保障するとともに学校生活の充実が図られる。	学校教育係
園内研修(職員会)	クラスの気になる子どもや支援の必要な子どもに対して話し合う。 在園する障がい児について理解を深め共有する。 一人一人にあった方法や手立てをさぐり、全職員で同じ関わりをしていく。	職員間の共通理解を図る。 職員で意思統一して関わることで、子どものより良い成長をめざす。	保育所

## (8) 家庭・地域との連携

各学校のPTAにおいては、子育てや人権に関する学習会などが実施され、子育て支援に努めてきたが、各学校において取り組みの温度差がある。子どもの人権が大切にされる子育てが行われるよう、関係機関と常に連携をとりながら、子育て支援の充実を図っていく必要がある。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
大方人権まつり 横浜解放まつり	人権まつりや解放まつりの中で人権作文を発表したり聴いたりする。また、解放子ども会の活動等について理解する。	児童生徒が人権を自分の問題として捉え、人権問題の解決に努めるとともに、互いのよさや違いを認め合う。	学校教育係
人権教育参観日、講演会	各学年、人権教育の授業公開と講師を招いての人権講演会を行う。 「開かれた学校づくり」と共同に開催する。 人権教育講演会では、人権問題に取り組んでいる講師による講演会を実施する。	人権意識を高め、人権問題の解決を願うとともにその解決に努める。 すべての学校で人権教育講演会が開催される。	学校教育係
解放子ども会	指導者自身が部落問題解決への意欲と熱意を持って、子どもたちと共に学習し、部落差別を許さない意識を養う。 学校教育内容に位置づける。	解放子ども会の児童生徒が学校の仲間づくりのリーダーとなるよう連携を強化する。 解放子ども会の活動から、教職員の人権意識を高める。	学校教育係
PTA人権問題研修会	黒潮町内の各学校での人権教育の取り組みの内、PTAを中心とした保護者、児童生徒、教職員全体の研修会を実施し、人権意識の高揚と正しい人権感覚を培いながら、学校のみでなく、家庭や地域でも【人権尊重】の雰囲気づくりが図られるように研修会を実施する。	各学校で自分たちの人権課題を見出し、保護者、子ども、地域、教職員が講演会等を通じて学び、考える。 家庭でも、人権問題について話ができる環境をつくる。	人権教育係
成人集会	保育園児から中学生までの保護者が月1回学習会をする。 ・差別の実態の学習会	保育園児・小・中学生の成長発達段階の子育てについて学習し、健康で情操豊か	人権教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
成人集会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、教師との交流学習会</li> <li>・地域の行事への参加</li> <li>・解放子ども会、友の会との交流</li> <li>・解放まつりへの参加</li> <li>・人権学習会</li> <li>・被差別部落の文化学習 (次世代への継承)</li> </ul>	<p>な子どもを育てつつ部落解放の資質と意欲、人権意識を高める。</p> <p>同和問題や人権問題について家庭でも話ができるようにする。</p> <p>地域の行事に積極的に参加し、明るく差別のない地域づくりをする。</p>	人権教育係
家庭訪問	<p>家庭環境を知るとともに、保育等について話をする。</p> <p>気になることがある時には随時訪問する。</p>	<p>保護者と子どもへの共通理解を深める。</p> <p>保護者と何でも話し合える関係をつくる。</p> <p>(信頼関係の構築)</p>	保育所
保護者懇談会(クラス懇談会)	<p>クラスの子どもについて保護者と共に話し合う。</p> <p>子育てについて情報交換をする。</p> <p>子育てについて学習会を行う。</p> <p>園生活の様子を話す中で仲間づくりの大切さを伝える。</p>	<p>クラスの状況や子育てについて保護者が共通認識を持つ。</p> <p>保護者同士の交流を図る。</p> <p>保護者も共に学習を深める。</p>	保育所
高齢者や障がい者との交流	<p>地域にある施設を訪問し、交流を図る。</p> <p>歌や踊り、もちつきを通じて高齢者とふれあう。</p>	<p>地域の施設とのつながりを深める。</p> <p>高齢者に対し尊敬や感謝の気持ちを持つ。</p>	保育所
地区の学習	<p>児童館で話を聴く。</p> <p>らっきょうの収穫。</p> <p>人権まつり・解放まつりへ参加する。</p>	<p>地域の施設や人とのつながりを深める。</p> <p>それぞれの年齢に応じた、人権意識を身につける。</p>	保育所

## 【社会教育分野】

### (1) 人権教育推進講座・人権講演会等人権学習の充実・推進

社会教育の場では、人権は私たちの身近にあるもの、住民一人一人が取り組む課題であることに“気づき”“考え”“行動する”ことができるように、研修会や講演会を行う。

そのためには、黒潮町の人権課題を見出し、住民が参加してよかったと思えるように内容を充実させ実施していく。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
黒潮町人権教育推進講座、研修会、講演会の実施	あらゆる人権に対して「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。 地域の方、教職員など多方面の人材を講師としてマネジメントし有効かつ内容の充実した系統立てた講座を実施する。 社会情勢や、黒潮町の課題、住民のニーズにあった研修会・講演会を開催する。	差別のない明るい「黒潮町」のまちづくりのため、人権意識を高め、人と人とのつながりを大切にできる人材の育成や、地域に根ざし活動できる指導者を増やす。 人権教育推進講座は40名の参加をめざす。 研修会・講演会の参加者の増加を図る。	人権教育係
黒潮町泊まり合い人権教育研修会	町内各地に在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じて人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とする。同和問題について正しく認識し、学習する。同和問題の学習を通して、他の人権問題についても考える。寝食を共にし、語り合いを通して交流を深める。	同和問題の学習をすることにより、参加者が地域でも啓発するよう、行動化につなげる。他市町村の取り組みを学び、同和問題以外の人権問題も正しく学習し、改めて自分たちの人権課題についても考える。	人権教育係
町民大学 (人権講座)	人権問題を町民共通の課題として認識させ、人権のまちづくり確立のため、様々な講座と系統立てた町民大学を活用して人権講座を実施する。 年間を通して開催している全4～5講座のうち、人権啓発係と連携しながら1講座を実施する。	町民の人権意識を高め、課題解決に向け積極的に行動できる人づくりにつなげる。	生涯学習係



## (2) 地域と連携した人権学習の充実

格差社会や人と人とのつながりが希薄になっている現在、人権教育、啓発を進めていく上で、地域の力や地域とのつながりは必要不可欠と考える。

町内の施設での交流や地域教材を体験すること、話を聴くことで、より人権の学習を深めていく。

地域の行事に参加をしたり、フィールドワークを通して、具体的な核心の人権教育、啓発を進めていく。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
大方人権まつり 横浜解放まつり	人権まつりや解放まつりの中で人権作文を発表したり聴いたりする。また、解放子ども会の活動等について理解する。	児童生徒が人権を自分の問題として捉え、人権問題の解決に努めるとともに、互いのよさや違いを認め合う。	学校教育係
開かれた学校づくり	学校・家庭・地域社会の三者が協働して、子どもたちの健全育成のため取り組むことを目的とする。 下記等のことについて協議する。 ・地域に開かれた学校づくりに関すること ・子どもたちの健全育成に関すること ・学校・家庭・地域の相互理解と協力促進に関すること ・その他、役員会において合意した事項	学校・家庭・地域が連携し、協働しながら子どもたちの健全育成のために一体となって活動する。	学校教育係
各関係機関、団体との連携(黒潮町人権教育研究協議会)	同和問題をはじめとし、女性、子ども、高齢者、障がい者(児)、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10の人権侵害の問題、また、子どもたちの進路・学力保障にかかわる課題等、あらゆる人権侵害の課題を解決するための教育内容の創造と実践について研究協議し、人権の尊重される社	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、町民一人一人が人権意識・人権感覚を身につける。 住民参加型の効果的な教育・啓発活動を行う。 町人教会員の増加を図る。 レポート報告をすることにより、自分の人権意識を見直し、人権の取り組みを通	人権教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
各関係機関、 団体との連 携(黒潮町人 権教育研究 協議会)	会づくりに寄与する。 就学前教育・学校教育・生涯教 育における人権教育の調査研 究をし、人権教育の充実を図る ため、連携を密にし、あらゆる 人権問題の解決に向けて取り 組む。 ・町人教研究大会 ・町人教集約大会 ・人権講演会 ・県内外の教育研究大会へ参加	して自己変革を図る。 他の分野の実践・取り組み を学ぶ。 県内外から講師を招聘し、 人権教育に関する講演を聴 き、自らの人権意識の高揚 を図り、現場の取り組みに 生かす。	人権教育係
人権関連資 料の整備 【物】 地域教材・工 芸品・写真記 録保存資料	・被差別部落の生活の様子を撮 影した今昔写真パネル ・竹細工作品 ・素もぐりの語り部テープ・ビ デオ	部落差別をなくする運動強 調旬間・人権週間・人権ま つりで展示をしたり、フィ ールドワーク時に、多くの 人が被差別部落の“暮らし” や“仕事”を知ることによ り同和問題への理解や学習 を深める。	人権教育係
人権関連資 料の整備 【人】 地域教材・人 材バンク	語り部により、部落差別の状況 や、産業・文化・同和対策事業 などの話を聴き、現地をフィー ルドワークする。 ・部落差別の体験発表 ・素もぐりの話 ・竹皮ぞうりづくり ・ラッキョウの収穫体験 ・漁港建設運動の話 ・縫製工場誘致運動の話	学校での同和問題学習をよ り深めるため、地域の方か らの話を聴くことにより、 同和問題に対して、自分た ちの身近な問題として捉え 考える。 産業を体験し、仕事の話 を聴くことにより、部落差別 の厳しさや不合理さを学 ぶ。 人々の生きるたくましさ や、お互いを助け合う気持 ちを学ぶ。 解放運動の学びを通して、 みんなが幸せに暮らせる社 会を築くため、どのように	人権教育係



事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
人権関連資料の整備 【人】 地域教材・人材バンク		行動するのかを考える。	人権教育係
地区の学習	児童館で話を聴く。 らっきょうの収穫。 人権まつり・解放まつりへ参加する。	地域の施設や人とのつながりを深める。 それぞれの年齢に応じた、人権意識を身につける。	保育所

### (3) 社会教育団体の支援・連携（PTA・社会教育関係団体等の支援）

家庭や地域の人権教育が充実してこそ、学校や行政の取り組みがより一層深みや広がりを持つと考える。

そのためには、保護者や地域の方が参加し、子どもたちと共に学ぶ機会を持つことで、大人も人権意識、人権感覚を高めていく。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
人権教育参観日、講演会	各学年、人権教育の授業公開と講師を招いての人権講演会を行う。 「開かれた学校づくり」と共同で開催する。 人権教育講演会では、人権問題に取り組んでいる講師による講演会を実施する。	人権意識を高め、人権問題の解決を願うとともにその解決に努める。 すべての学校で人権教育講演会が開催される。	学校教育係
P T A 人権問題研修会	黒潮町内の各学校での人権教育の取り組みの内、P T Aを中心とした保護者、児童生徒、教職員全体の研修会を実施し、人権意識の高揚と正しい人権感覚を培いながら、学校のみでなく、家庭や地域でも【人権尊重】の雰囲気づくりが図られるように研修会を実施する。	各学校や自分たちの人権課題を見出し、子ども、保護者、地域、教職員が人権課題を共有し、考え、学ぶ。 家庭でも、人権問題について話ができる環境をつくる。	人権教育係

#### (4) 家庭教育の推進（親子学習、家庭・地域との連携）

子どもたちの生活は、保育所や学校だけでなく家庭や地域社会において営まれている。しかしながら、近年における少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など、私たちを取りまく社会環境は変化してきている。

子どもたちが一人の人間として尊重され保護されるには、日常生活のあらゆる場面が、教育の場でなければならない。そのためには、子どもたちと保護者、地域の人々が一緒になって活動に取り組むなど、共に学ぶ場をつくることが重要である。明るく差別のない地域づくりを推進し、地域ぐるみで課題解決に取り組む意識を広げていく。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
人権教育参観日、講演会	各学年、人権教育の授業公開と講師を招いての人権講演会を行う。 「開かれた学校づくり」と共同に開催する。 人権教育講演会では、人権問題に取り組んでいる講師による講演会を実施する。	人権意識を高め、人権問題の解決を願うとともにその解決に努める。 すべての学校で人権教育講演会が開催される。	学校教育係
学校給食事業	給食メニューと教科を関連づけ、栄養教諭等の専門性を活用し、食育指導を行う。また、「給食だより」を発行して家庭・地域にも情報発信していく。	食育を通じて学んだことで児童生徒一人一人が健康意識を高めていくとともに、家庭・地域にも伝達、啓発できるようになる。	学校給食センター
成人集会	保育園児から中学生までの保護者が月1回学習会をする。 ・差別の実態の学習会 ・保育士・教師との交流学習会 ・地域の行事への参加 ・解放子ども会、友の会との交流 ・解放まつりへの参加 ・人権学習会 ・被差別部落の文化学習（次世代への継承）	保育園児・小・中学生の成長発達段階の子育てについて学習し、健康で情操豊かな子どもを育てつつ部落解放の資質と意欲、人権意識を高める。 同和問題や人権問題について家庭でも話ができるようにする。 地域の各種行事に積極的に参加し、明るく差別のない地域づくりをする。	人権教育係

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
家庭教育支援基盤形成事業(県補助事業)	保育所や小中学校など保護者が集まる様々な機会を活用して、家庭における人権教育の在り方を学ぶ。 家庭教育学級(佐賀地域保育所)、家庭教育講座(大方地域保育所)、参観日、学校行事などで人権教育を実施する。	正しく知ることによって間違った知識や偏見に気づく。 自尊感情や自己肯定感を高め、自分を大切に感じる感情や他人を思いやる感情を養う。	生涯学習係

### (5) 国際理解教育の推進

ますます進行する国際化社会において、世界の様々な国の人々との交流が進む一方、言語・文化・習慣・価値観等の違いから、外国人に対する偏見や差別等の人権問題が生じているのが現状である。

国際交流を推進し異国文化と積極的に関わることで、コミュニケーション能力と豊かな国際人権感覚を養う。また、日本文化や地域文化を紹介する体験を通して、ふるさつを見つめ直し愛する気持ちを育て、一人一人の人権が大切にされる社会、人権文化が根づいた社会をめざす。

事業名	内容	到達目標または期待される効果	担当係
海外派遣事業(ニュージーランド)	ニュージーランドに中学生12名を派遣し、ホームステイ、現地見学、異国文化体験を実施する。	歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、お互いの違いを認め合い、受け入れることで人権意識・人権感覚が身につく。	生涯学習係
国際交流事業	ニュージーランドフェアフィールド中学校の生徒が黒潮町を訪問し、地域住民と交流する。 各種体験学習、ホームステイ、学校訪問(大方中・佐賀中)、日本文化体験を実施する。	歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、お互いの違いを認め合い、受け入れることで人権意識・人権感覚が身につく。	生涯学習係
ワールドクッキング	料理を通して楽しく異国の言葉や文化に触れることで、外国語や異文化に慣れ親しむ。	歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、お互いの違いを認め合い、受け入れることで人権意識・人権感覚が身につく。	生涯学習係

## 5. 計画の進捗と管理

### (1) 事業の点検と評価

それぞれに計画で掲げた施策については、毎年度策定の「教育行政方針」において進捗状況の点検と評価を行うことを通じ、計画の着実な推進を図る。

### (2) 計画の見直し

計画の中間年度となる 2017 年度にそれまでの取り組みの進捗状況、評価、検証を行う。

しかしながら、社会情勢の変化によっては、検証改善の中で、計画策定時には想像しえなかった新たな人権課題も出てくると考えられる。

計画に沿って人権教育施策を推進することが原則であるが、社会の変化や動向、世界規模及び国、県の人権教育に関する取り組みの展開も考慮しながら、また黒潮町の実態も的確に捉えながら、迅速かつ的確に新たな課題に対応することも求められる。

その際には、必要に応じて計画の見直しを行う。

## ○用語等の解説

### ※1 (8頁)「10の人権課題」

「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「H I V感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」

### ※2 (10頁)「Q-U調査」

QUESTIONNAIRE－UTILITIES の略。児童生徒の学校生活における満足度を測るためのアンケートであり、「児童生徒一人一人の実態」「学級集団の状態」を同時に把握し、教育実践に生かしやすい尺度として開発された。

### ※3 (11頁)「高知家のいじめゼロ子ども宣言」

相手を認め、尊重する「心」、言葉の重み分かる「心」、伝えよう、自分の素直な「心」、相手のS O Sに気づく「心」の四つの「心」を大切にして、高知家から「いじめ」をなくすために行動することを宣言したもの。

### ※4 (11頁)「自己有用感」

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

### ※5 (11頁)「SSW」

スクールソーシャルワーカーの略。子どもと向き合うだけでなく、家庭や学校、行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。

### ※6 (11頁)「SC」

スクールカウンセラーの略。教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

### ※7 (11頁)「引き継ぎシート」

子どもたちの将来の自立や社会参加を見通し、一人一人の教育的ニーズに応じるために、保育所・幼稚園等、小学校・中学校、高等学校及び特別支援学校の校種間で、これまで積み上げた指導や支援を確実に次の学校につなぐ仕組みとして用いる引き継ぎ書のこと。

### ※8 (11頁)「ユニバーサルデザイン」

ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。学校におけるユニバーサルデザインとは、教育環境の整備や情報伝達の工夫等を行うことで、発達障がい等のある子どもだけでなく、すべての子どもにとって安心して過ごすことができる環境と、多様な学びを保障することができる「わかる」「できる」授業の提供のこと。

### ※9 (12頁)「ICT」

ICT(Information and Communication Technology)は情報通信技術の略であり、パソコンやデジタルテレビ等を導入し、より効果的な授業を行うことで、児童生徒の学力向上を図るものである。

## ○黒潮町人権尊重のまちづくり条例

平成26年9月18日

条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重されるまちづくりのため、町及び町民（町内に在住する個人並びに町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権などあらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権を尊重するまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する人権施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりを目指し、人権施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、人権を尊重するまちづくりのため、学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努め、差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策を推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(黒潮町人権尊重のまちづくり協議会)

第8条 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、黒潮町人権尊重のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(黒潮町人権対策審議会条例の廃止)

2 黒潮町人権対策審議会条例（平成18年黒潮町条例第122号）は、廃止する。

## 黒潮町人権教育推進計画策定委員

2014年10月～2015年3月

土居 雄人	黒潮町立佐賀中学校PTA会長
川崎 健太郎	NPOはらから（児童館職員）
村越 富貴子	黒潮町人権教育研究協議会副会長
西村 将伸	黒潮町議会議員 教育厚生常任委員長
松田 真紀	黒潮町教育委員会SSW
山下 一夫	黒潮町教育委員長
広井 紳一	黒潮町校長会会長
前田 浩文	黒潮町人権教育主任会会長
宮川 志津香	黒潮町立大方中央保育所所長
宮川 由美	黒潮町立大方中央保育所 家庭支援保育士
坂本 勝	黒潮町教育長

### 事務局

畦地 和也	教育次長
國友 広和	学校教育係長
渡辺 健心	生涯学習係長
村越 志麻	人権教育係長
宮地 美	佐賀学校給食センター所長
文野 友喜	教育研究所所長
今津 浩美	教育研究所研究員
清水 幸賢	研修指導員



2015年3月

黒潮町教育委員会

〒789-1795 高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 1

TEL(0880)55-3190 FAX(0880)55-3850